

# 公立大学法人秋田県立大学情報セキュリティ基本規程

令和8年3月25日

規程第76号

## (目的)

第1条 本規程は、公立大学法人秋田県立大学情報セキュリティ対策基本方針に基づき、公立大学法人秋田県立大学（以下「本学」という。）の情報セキュリティ対策に関する基本的な事項を定め、本学が保有する情報資産の保護及び活用を図ることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 本規程の適用対象となる者は、本学の全ての教職員等並びに本学情報システムの利用者及び臨時利用者とする。

2 本規程において適用対象とする情報は、次に掲げるものとする。

一 教職員等が職務上使用することを目的として本学が調達し、又は開発した情報処理若しくは通信の用に供するシステム又は外部電磁的記録媒体に記録された情報（当該情報システムから出力された書面に記載された情報及び書面から情報システムに入力された情報を含む。）

二 その他の情報システム又は外部電磁的記録媒体に記録された情報（当該情報システムから出力された書面に記載された情報及び書面から情報システムに入力された情報を含む。）であって、教職員等が職務上取り扱うもの

三 前二号のほか、本学が調達し、又は開発した情報システムの設計又は運用管理に関する情報

3 本規程において適用対象とする情報システムは、本規程の適用対象となる情報を取り扱う全ての情報システムとする。

## (定義)

第3条 本規程において用いる用語の定義は、別に定めるところによる。

## (最高情報責任者)

第4条 本学における情報システム戦略の推進及び情報システムの管理に関する最高責任者として最高情報責任者（Chief Information Officer、以下「CIO」という。）を置き、情報基盤室長をもって充てる。

2 CIOは、次に掲げる事務を統括する。

一 本学の情報システム戦略の立案及び推進

二 学内情報システムの構築及び運用の統括並びに構築支援

三 学内情報資産の管理

四 前各号に掲げるもののほか、学内情報システムに関する業務

(最高情報セキュリティ責任者)

第5条 本学における情報セキュリティの確保に関する最高責任者として最高情報セキュリティ責任者 (Chief Information Security Officer、以下「CISO」という。) を置き、副理事長をもって充てる。

2 CISO は、次に掲げる事務を統括する。

- 一 情報セキュリティ関係規定類の策定及び整備
- 二 教職員等及び学生に対する情報セキュリティ教育及び訓練の実施
- 三 情報セキュリティ監査の実施
- 四 前各号に掲げるもののほか、情報セキュリティの確保に関する業務

(情報委員会)

第6条 本学における情報システム戦略の推進並びに情報システムの整備及び管理に関する事項を審議するため、公立大学法人秋田県立大学情報委員会 (以下「情報委員会」という。) を置く。

2 情報委員会に委員長を置き、CIO をもって充てる。

3 情報委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(部局実施責任者)

第7条 CIO は、必要に応じ部局実施責任者を置き、部局における情報セキュリティ対策の実施等に関する業務を委任することができる。

(情報セキュリティインシデント対応チーム)

第8条 CISO は、本学における情報セキュリティの監視及び検知並びにインシデント発生時の対処を行う機関として、情報セキュリティインシデント対応チーム (Computer Security Incident Response Team、以下「CSIRT」という。) を組織するものとする。

2 CSIRT の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(対策基準)

第9条 CISO は、CIO の意見を聴いた上で、サイバーセキュリティ戦略本部決定「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を参照し、これに相当する情報セキュリティ対策が実施可能となるよう、情報セキュリティ対策基準を定めるものとする。

2 CISO は、情報セキュリティインシデントが発生した場合における本学の業務継続及び早期復旧を確保するため、前項の情報セキュリティ対策基準が、本学の「大規模地震等の発生時における公立大学法人秋田県立大学業務継続計画」と整合するよう努めるものとする。

(違反時の措置)

第10条 CISO は、本規程の適用対象となる者が故意又は重大な過失により情報セキュリティ関係規定類に定める事項に違反した場合又はこれに関与した場合、学内ネットワークを含む本学の情報資産の利用を停止する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。